

報告第1号

専決処分について（監査委員の選任について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和3年5月18日 提出

茨城租税債権管理機構

管理者 山口 伸樹

処分第1号

茨城租税債権管理機構監査委員の選任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により，特に緊急を要するため茨城租税債権管理機構議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので，下記のとおり専決処分する。

令和3年4月9日

茨城租税債権管理機構

管理者 山口 伸樹

茨城租税債権管理機構監査委員の選任について

茨城租税債権管理機構の監査委員に下記の者を選任する。

記

氏名 池田 雄一